

 北九州市公報	発 行 所 北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所
--	--

目 次

◇ 告 示 ページ

- 北九州市子ども医療費支給要綱等の一部を改正する告示【子ども家庭局子育て支援部子育て支援課】 2
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課】 3
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課】 4

◇ 公 告

- 特定調達契約の相手方の決定【保健福祉局長寿推進部介護保険課】 5
- 業務委託契約に係る一般競争入札の公告【都市戦略局総務政策部総務課】 6

◇ 上下水道局

- 給水装置工事事業者の指定【上下水道局水道部配水管理課】 9

北九州市告示第437号

北九州市子ども医療費支給要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年12月1日

北九州市長 武内和久

北九州市子ども医療費支給要綱等の一部を改正する告示
(北九州市子ども医療費支給要綱の一部改正)

第1条 北九州市子ども医療費支給要綱(昭和48年北九州市告示第107号)の一部を次のように改正する。

第10条第4号を次のように改める。

(4) 被保険者、組合員又は加入者の記号・番号
(北九州市重度障害者医療費支給要綱の一部改正)

第2条 北九州市重度障害者医療費支給要綱(昭和49年北九州市告示第231号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「同条第17項」を「同条第18項」に、「同条第28項」を「同条第29項」に、「第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関若しくは同法第7条第1項に規定する障害児入所施設」を「第7条第1項に規定する障害児入所施設若しくは同条第2項に規定する指定発達支援医療機関」に改める。

第10条第2号を次のように改める。

(2) 被保険者、組合員又は加入者の記号・番号
(北九州市ひとり親家庭等医療費支給要綱の一部改正)

第3条 北九州市ひとり親家庭等医療費支給要綱(昭和58年北九州市告示第283—2号)の一部を次のように改正する。

第10条第2号を次のように改める。

(2) 被保険者、組合員又は加入者の記号・番号

付 則

この告示は、令和7年12月1日から施行する。

北九州市告示第438号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和7年12月1日

北九州市長 武内和久

1 薬局（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
株式会社あおい薬局高須店	北九州市若松区高須西一丁目2番45号	令和7年1月1日
てらす薬局	北九州市小倉南区城野一丁目6番1-102号	令和7年1月1日
コスモス調剤薬局陣原駅店	北九州市八幡西区陣原三丁目24番7号	令和7年1月1日

2 訪問看護（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーション コルディアーレ北九州	北九州市八幡西区武末二丁目3番20BREGIS101号	令和7年1月1日

北九州市告示第439号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和7年12月1日

北九州市長 武内和久

精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変更年月日
みやび内科・眼科クリニック	新	北九州市八幡東区中尾二丁目 5番5号	令和7年1 2月1日
	旧	北九州市八幡東区東田三丁目 2番102号イオンモール八 幡東2階	

北九州市公告第823号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和7年12月1日

北九州市長 武内和久

1 特定役務の名称及び数量

介護認定審査会支援システム標準化対応業務委託 一式

2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地

北九州市保健福祉局長寿推進部介護保険課認定審査係

北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号

3 契約の相手方を決定した日

令和7年10月14日

4 契約の相手方の名称及び住所

株式会社日立製作所九州支社北九州支店

北九州市小倉北区堺町一丁目2番16号

5 契約金額

1億986万300円

6 契約期間

令和7年10月14日から令和9年3月31日まで

7 契約の相手方を決定した手続

随意契約

8 随意契約の理由

政令第11条第1項第2号に該当するため

北九州市公告第824号

一般競争入札により業務委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和7年12月1日

北九州市長 武内和久

1 調達内容

- (1) 業務名 都市戦略局OAフロア設置業務委託
- (2) 業務の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和8年1月30日まで
- (4) 履行場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市都市戦略局
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間
 - ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市都市戦略局総務政策部総務課
 - イ 期間 この公告の日から令和7年12月10日まで（日曜日及び土曜日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (2) 入札関係資料の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

- (3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。
- (4) 入札に参加するための要件等
- ア この一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに入札参加申込みを行わなければならない。
- イ 入札参加申込みは、所定の様式を持参又は郵送することにより行わなければならない。
- (5) 入札参加申込書を提出する場所及び期間
- ア 場所 第1号アの場所と同じ
- イ 期間

(ア) 持参の場合

この公告の日から令和7年12月10日まで（日曜日等を除く。）
の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

(イ) 郵送の場合

書留郵便で令和7年12月10日午後5時までに必着のこと。

- (6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎地下2階第3入札室

イ 日時 令和7年12月12日午前11時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上の額。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- (3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

- (4) 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、又は延期することがある。こ

の場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、北九州市は、補償の責めを負わない。

(5) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 契約に係る費用は、全て落札者の負担とする。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市都市戦略局総務政策部総務課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2523

北九州市上下水道局告示第47号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第25条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年12月1日

北九州市上下水道局長 廣中忠孝

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	指定年月日
J 082	株式会社アーキ ライフ	上田義人	門司区春日町 26番14号	令和7年12 月1日
K 125	株式会社クラフ ティア北九州営 業所	作野宏樹	小倉北区大手 町13番38 号	令和7年12 月1日
K 126	T+ティープラ ス	田中勇吾	小倉北区赤坂 一丁目6番2 1-1号	令和7年12 月1日
F 254	株式会社サニッ クス福岡事業所	稻田剛士	糟屋郡粕屋町 大字仲原26 23番1	令和7年12 月1日